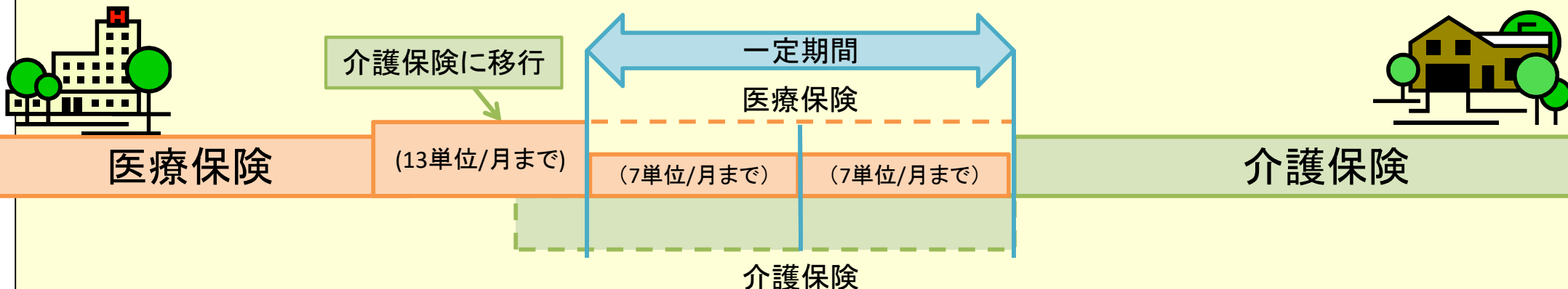


リハビリテーションの医療から介護への円滑な移行

自施設(医療保険)から他施設(介護保険)への対応

- 医療保険から介護保険のリハビリテーションに移行後、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日を含む月の翌々月まで併用できる取扱いを継続する。なお、翌月以降は、疾患別リハビリテーションの算定可能な単位数を7単位までとし、医療保険から介護保険(別の施設)への円滑な移行を促進する。



自施設における医療保険から介護保険への対応

- 移行にあたり、必要な手続き等に要する期間を考慮した配慮を行う。
 - 介護事業所の指定に係る手続き
 - ケアプランの策定に係る手続き
 - 介護報酬の請求に係る手続き

